時事新報の五月附録

時事新報社は我邦西洋畫學の進歩を世人に紹介し且は其道の奬勵に供せんが爲め東京府下に於て此道に名ある大家十二名を撰び各家の所長に從て十二箇月を割當て其月に因ある揮毫を請ひ之を極美極麗の彩色石版に印刷し毎月初旬新報の附錄として購讀者に配布する事とし本年四月を以て始め來年三月に至て終るの趣向にて其第一回は本月五日を以て發行し世人の大喝采を博したり其第二回の發行は愈々

來る五月九日

と決定し今度は畫家

松岡壽氏の　挿秧

にして田家の婦女挿秧に忙しく一少女時に首を廻らして遙かに望む所あるの狀寫し得て眞に迫る此畫に對すれば身は忽ち田間に入りて耳に秧歌の聲綿々たる趣あるべし

當日の時事新報は臨時の購讀者より五錢（東京市外は此外に郵税一錢）を申受くべし又當日は臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合あり廣告の申込は來る五月七日を期限とす

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一箇休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通覽を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山港
一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋
一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港
一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（府內）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
	六日迄		
一行　二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を揭ぐるあと雪から方獨り時事新報社は紙面並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せず報道は總て本社に於て自ら調査して通信員に報酬せず故に本社にも其報道は讀者を偏ぶ力多きが如し然るに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は宜敷に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

代言的政治

或人の言に立憲政治は法律の政治にして一擧一動悉く法律の範圍內に於て し苟も之に違ふものは違憲の擧動として擯斥し苟も之に觸れざる限りは如何なる事にても正當の行爲として許す可し所謂法治國の眞面目は此邊に存するものなりと云へり一偏の理論として聞けば一應然るが如しと雖も社會の人心は條理よりも寧ろ感情の爲めに動くものにして政治の運動の如き特に然らざるを得ず然るに其運動を一切法律にて支配せんとす實際に困難なるは當然の次第なりと云へり可し今の政治上の有樣を見れば本來感情より起りたる議論を無理に法律に適合せしめて合法的のものとなさんとするより次第に其論調を低くして苟も法律に背かざる限りは論及到らざる所なき其反對に之に對するものも亦法律一偏を稽として苟も免れんとする其趣は恰も彼の代言人が嘆々法を論じて法廷に爭ふの狀に異ならず若しも此有樣を以て立憲政の眞を得たるものとすれば立憲政は即ち代言的政治なりと云ふも不可なきが如し我輩の只驚く所なり例へば今の民論の如き元來政府反對の感情より發したるものなれども之を裝ふに法律論を以てするが故に論の調子いかにも低くして一般の同情を得るに至らず即ち彼違憲云々の如き每度同一の小理窟を操返すのみにして事實の上に於ては毫も得る所なきは申す迄もなく若しも斯る筆法を以て反對論を論ずるときは民論の骨髓とも云ふ可き責任內閣論の如き如何すきは民論の骨髓とも云ふ可き責任內閣論の如き如何すきや我憲法の明文には當局者が議會に責任を負ふて可きや我憲法の明文には當局者が議會に責任を負ふて進退するの個條を見ず即ち代言的に論ずれば今の論者の唱ふる責任內閣論の如き取りも直さず不法の議論にして いよ〳〵之を論究するときは天子自身に先づ窮せざるを得ず只管法論を喋々して恰も他の揚足を取るを勉むるが如き一般の同情を得るに難きのみならず單に議論の點より見るも遂に民論の利に非ざる可し然りと雖も今の民論の目的は只政府に反對して之を苦しめんとするものに外ならず實際に取て代はるの成算あるにも非ざれば代言流の攻擊を事として自から慰ひるも自然の成行にして致方なけれども現に大政の局に當る政府の老輩が其民論に對する趣を見れば矢張り代言流を免れずして恰も原被兩造の代言人が法廷に辯論するの有樣なるを見て奇觀なれ政府委員が國會の議場に於て議員の質問に答ふる答辯の如き多くは一時の責塞きにして眞實責任を負ひ政府を代表するものの言として聞く可らざるもの少なからず或は議場の答辯は對手が對手なる故に之に對するの答辯も亦自から斯くの如くならざるを得ずとの事情もわかんには夫れ迄の事として深く論ぜざるも先頃政府の當局者が貴族院議員の質問に答へたる復書の如き議會解散の理由を說明して恰も政府の宣言書として見る可きものなるに其所說は他の暴足を取るの筆法にして文字の如きも頗る穩當を欠き苟も責任ある當局者が政府全體を代表して發したる文書とは受取り難きものあるが如し平生は國家經綸を云々する政府老輩の事動にして我輩の只驚く其政略の如きを思ひ遺らるゝ次第にして我輩の只驚く所なり思ふに今の當局の老輩は年來世故の經驗もあり通俗の情にも乏しからずして法律一偏の人物に非ず代言流の擧動の如き決して當はまるのみか實際不得手の方なれども政府の部內には種々の小輩少なからず執れも老輩の身邊に附隨して何か手柄を立てて自家の立身を謀らんとする折柄、國會開設の一事みと其輩には此上もなき好機會なれ西洋立憲國の慣例は云々なり斯る場合には云々す可きものなり否な云々せざる可らずとて自家の小智相應に小策を巡らして今日の如き奇態を呈したるものならん必ずしも老輩の意に出でたるには非ざる可しと雖も世間より見るときは政府も民論も五十步百步の差にして孰れも厭ふ可し之に近づくものは群少の輩のみにして獨立高尙の士人はます〳〵遠かるの外なきのみ立憲政治は法律政治なりとは雖も政海は廣くして事變は多し微妙の機に投じて人心を制するは代言流の小理窟のみにて辨ず可きに非ず西洋諸國の如き年來立憲の習慣にして法律の如き極めて細密なれども其政治家の擧動は案外大膽にして必ずしも法論のみに拘泥せざるものに非ず當局者にして若しも悟る所あらば少しく眼界を廣くして少しく大膽ならんみと希望に堪へざるなり

雜報

❸水道工事の遲滯に就て

東京市の水道用鐵管問題は市會の議に上りて決せざるみと既に數日、市民の中には既往に鑑み將來を推して水道工事の遲滯を憂慮し居るもの少なからず而して日本鑄鐵會社が鐵管の納期を誤りたる爲めに生ずべき東京市の損害高に就ては諸說一ならずと雖ども兎に角に之が爲め工事の延期するや論を待たざるなり曩に水道中止論沸騰して明治二十八年中に落成すべき折角の工事を二箇年延期せしめ今復た鑄鐵會社違約の爲に延期せらるゝ事となりたれば工事は勢

三四年遲滯

するならん硬派と呼ばるゝ議員の中には深く此遲滯を遺憾とし大坂市が本市よりも後れて計畫しながら先見と果斷の爲めに成功は却て先んぜらるべし云々と論じ居るものあり尤も鑄鐵會社より豫定の鐵管を上納する事能はざるは鑄造の實況に徵して豫測し得られたりしを以て本年一月より着手すべき鐵管伏込工事の準備も當局者は少しく差控えて鉛、麻、抗等の如き材料は買入れたれども之が爲めに掛官の增員をなさざりしより今は徒手空散にして給料只取の掛員なく、素人目には左程の事とも見えざるべけれども事萬般の準備に影響し居るを以て掛官は市會の決議の一日も早からんみとを希望せざるものなし扨工事の遲延は鑄鐵なる次第をするも綱つて既往を追懷すれば多少の感なきにあらず當初東京市會が鐵管問題を決するに先立ち委員十五名を撰び內國製と外國品の得失を調査せしひるに當りては鑄鐵會社をして經驗日淺きものなれば總量五萬噸の中

一萬噸

は先づ外國に注文し其品の追々到着する其の間に同會社をして準備を充分ならしめ又鑄造の練習をも積ませしめたらんには最穩總ての鑄造を請負はしひるに足るや否の見込ある

立ちて會社と市と双方の便宜ある べしとの說さへありしも內國製及び會社員は非常の意氣込にて非常の運動をなし遂に鑄鐵會社の手に委ねる事となり ありしも其手腕如何くらで今度は

前記の次第となるべしと雖ども

然の事にして少しも異議延は市民の刮目すべき所

○外國銀貨輸入禁止

外國銀貨輸入禁止に就ける外國銀貨輸入禁止に關する報告に曰く當國政府が易事務官二橋豐氏より本止したるに附き當浦潮新及すべき影響如何を取調通信官は露國紙幣に隱り

○橫濱橫須賀間發車時刻　橫濱發（下り）午前六時四十分、八時三十分、十時十二分、午後十二時三十五分、二時五十五分、四時十五分、七時十分、九時四十分、十一時十五分　橫須賀發（上り）午前六時十五分、七時十五分、八時三十分、十時十分、十二時十分、午後二時十分、四時十分、六時四十分、八時十分、九時三十五分、十一時十五分

○東海道汽車時刻　東京發（下り）午前八時三十分、十時十分、十二時十分、午後二時十分、四時十分、六時十分、八時十分、十一時十分　橫濱發（上り）午前七時十分、九時十分、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、七時十分、九時十分、十一時十分

○橫濱發神戶行汽車時刻　午前八時三十分、十時十分、十二時十分、午後二時十分、四時十分、六時十分、八時十分、十一時十分　神戶發橫濱行　午前七時十分、九時十分、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、七時十分、九時十分、十一時十分

○橫濱發長崎行汽車時刻　午前八時三十分、十時十分、十二時十分、午後二時十分、四時十分、六時十分、八時十分、十一時十分　長崎發橫濱行　午前七時十分、九時十分、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、七時十分、九時十分、十一時十分

○橫濱發神戶行汽車時刻　午前八時三十分、十時十分、十二時十分、午後二時十分、四時十分、六時十分、八時十分、十一時十分　神戶發橫濱行　午前七時十分、九時十分、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、七時十分、九時十分、十一時十分

○橫濱發長崎行汽車時刻　午前八時三十分、十時十分、十二時十分、午後二時十分、四時十分、六時十分、八時十分、十一時十分　長崎發橫濱行　午前七時十分、九時十分、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、七時十分、九時十分、十一時十分

に解約後同會社へは、に外國へ注文すべしとの新注文は依然二萬噸とすべきかは決議の後にあり今日迄の實況に徵して今日の技術果して一足飛に土達間違なしとの保證をなし

次に

●●●